

精神障害者保健福祉手帳

1 趣旨・対象者

この手帳は、精神保健福祉法に基づき、一定程度の精神障がいのあることを認定するものです。手帳を持つことにより様々な支援を受けることができますので、精神障がいのある方が自立した生活を送り、社会参加することへの手助けとなります。

対象者…統合失調症、双極性感情障がい、てんかん、発達障がい、高次脳機能障がいなどの精神障がいのために、長期にわたって日常生活や社会生活に制約のある方

2 障害等級について

等級は精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断され、1級から3級まであります。

障害等級	障がいの程度	運賃減額欄
1級	日常生活が1人ではできない状態（常時他人の援助が必要な状態）	第1種
2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難な状態	第2種
3級	日常生活・社会生活を送れるが、ときに制約がある状態	

3 精神障害者割引制度について

令和7年4月1日からJR各社において精神障害者割引制度が始まります。

割引を利用するには、次の精神障害者保健福祉手帳を係員に提示する必要があります。

- ① 「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額欄」に第1種又は第2種が記載されている
- ② 顔写真が貼付されている

※ 有効期限が切れていたり、顔写真貼付のない手帳では、割引を利用できません。

令和7年2月25日交付以前の手帳をお持ちで、割引利用を希望する方は、手帳をお持ちの上、市町村窓口に出してください。本人以外の方が手続きを代行することもできます。顔写真貼付のない手帳をお持ちの方は、一年以内に撮影した顔写真もお持ちください。

なお、上記①を記載するシール貼付は令和9年度末までの対応となり、令和10年度以降は手帳発行のための申請をしていただくことになります。



JR 各社の運賃割引の内容（JRグループのプレスリリースから引用。詳細はJR各社にお問い合わせください。）

（1）介護者の方と一緒にご利用になる場合

- ①手帳をお持ちの方と介護者の方には、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。
- ②割引となる介護者の方は1名です

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第1種精神障害者の方と介護者の方	・普通乗車券 ・回数乗車券 ・普通急行券 ・定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	5割
12歳未満の第2種精神障害者の方と介護者の方	・定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	5割

（2）手帳をお持ちの方がおひとりでご利用になる場合

片道の営業キロが100キロを超える場合に限りです。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
・第1種精神障害者の方 ・第2種精神障害者の方	・普通乗車券	5割

※JR各社以外の割引の有無や内容は事業者により異なります。詳細は各事業者にお問い合わせください。

※マイナポータルに運賃減額欄が反映されるのは、令和8年6月末以降の予定です。